

1 県民の皆様への要請等

	重点措置区域（長崎市、佐世保市） 特措法第31条の6第2項、第24条第9項	重点措置区域以外 特措法第24条第9項
移動・外出	<ul style="list-style-type: none"> ○午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしない ○混雑した場所等への外出の半減 <p>【県下全域共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日中も含め、不要不急の外出自粛 ○外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動 ○不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域や他の重点措置区域との往来は控える ○路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛 	
基本的な感染防止対策	<p>【県下全域共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「三つの密」を徹底的に避ける ○「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底 	
会食	<p>【県下全域共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普段一緒にいる家族以外との会食は控える ○感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控える 	